

資料編

1 策定経過

年月		住民参画等	総合計画審議会	町議会	庁内
令和元年	10月	住民アンケート調査			
	11月	第1回ワークショップ 第2回ワークショップ			
	12月	第3回ワークショップ			
令和2年	1月	団体アンケート			
	3月		第1回審議会（諮問）		策定方針案
	7月		第2回審議会		ヒアリング
	9月		第3回審議会		
	10月	基本構想に対するパ ブリックコメント			中間報告
	11月		第4回審議会（答申）		
	12月		第5回審議会	基本構想議決	
令和3年	2月	基本計画に対するパ ブリックコメント			
	3月		第6回審議会		

2 岬町総合計画審議会委員名簿

(敬称省略・順位不同)

	氏名	役職等
【1号委員】 学識経験者 3名	◎下村 泰彦 ○大浦 由美 河野 あゆみ	大阪府立大学 現代システム科学域 教授 和歌山大学 観光学部観光学科 教授 大阪市立大学大学院 看護学研究科在宅看護学領域 教授
【2号委員】 町議会議員 4名	奥野 学 小川 日出夫 松尾 匡 出口 実 反保 多喜男 竹原 伸晃	岬町議会 議長 岬町議会 総務文教委員会委員長 (令和2年5月12日～) 岬町議会 厚生委員会委員長 岬町議会 事業委員会委員長 (令和2年5月12日～) 岬町議会 総務文教委員会委員長 (令和2年3月16日～令和2年5月11日) 岬町議会 事業委員会委員長 (令和2年3月16日～令和2年5月11日)
【3号委員】 町長が必要 と認める者 13名	北本 透 五反田 眞一 茂野 憲一 四至本 晴夫 下出 忠 田中 繁樹 辻下 謙二 寺田 伸之 西田 光臣 鳶岡 智基 山田 貴之 小川 宜修 柴崎 覚 早川 良	関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪南総務部 マネジャー (株)紀陽銀行 岬支店・箱作支店連合店 統括支店長 岬町自治区長連合会 会長 岬町観光協会 会長 岬町農業委員会 会長 岬町人権協会 会長 岬町社会福祉協議会 会長 岬町商工会 会長 岬町漁業振興対策連絡協議会 会長 南海電気鉄道株式会社 まちづくり創造室 沿線価値創造部課長 (令和2年7月1日～) 南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部課長 (令和2年3月16日～令和2年6月30日) 住民代表 (公募委員) 住民代表 (公募委員) 住民代表 (公募委員)

◎会長 ○副会長

3 諮問

岬企第 484 号
令和2年3月16日

岬町総合計画審議会会長 様

岬町長 田代 堯

第5次岬町総合計画（素案）について（諮問）

岬町総合計画条例第3条の規定に基づき、第5次岬町総合計画（素案）について、諮問いたします。

4 答申

令和2年11月6日

岬町長 田代 堯 様

岬町総合計画審議会
会長 下村 泰彦

第5次岬町総合計画（素案）について（答申）

令和2年3月16日付、岬企第484号で諮問のありました第5次岬町総合計画基本構想について、本審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめたので答申します。

なお、今後はこの答申を尊重され、基本構想に掲げる将来像「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”」の実現に向け、最大の努力をされるとともに、計画の推進にあたっては、住民や事業者との協働と連携によるまちづくりを推進し、計画的かつ着実に取り組まれますよう申し添えます。

5 岬町総合計画条例

○岬町総合計画条例

平成 31 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の位置付けを明らかにし、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、まちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来のまちづくりの方向性を示す最上位の計画で、基本構想及び基本計画で構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりに係る基本理念及び将来像を示した基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の方向性を体系的に示す基本的な計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定める施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、岬町総合計画審議会条例(昭和 51 年岬町条例第 11 号)第 1 条に規定する岬町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 岬町総合計画審議会条例

○岬町総合計画審議会条例

昭和 51 年 4 月 1 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岬町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、岬町総合計画に関する事項を調査及び審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会議員
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査及び審議が終了するときまでとする。ただし、任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、前条第 1 項に掲げる者につき、任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審議に関して必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(特別委員)

第 6 条 審議会に特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、町長が任命する。

3 特別委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査及び審議が終了するときまでとする。ただし、任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(部会)

第 7 条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員、特別委員は、会長が指名する。

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、町長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事の任期は、当該諮問に係る必要な調査及び審議が終了するときまでとする。ただし、任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画担当課において行う。

(委員)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第29号)

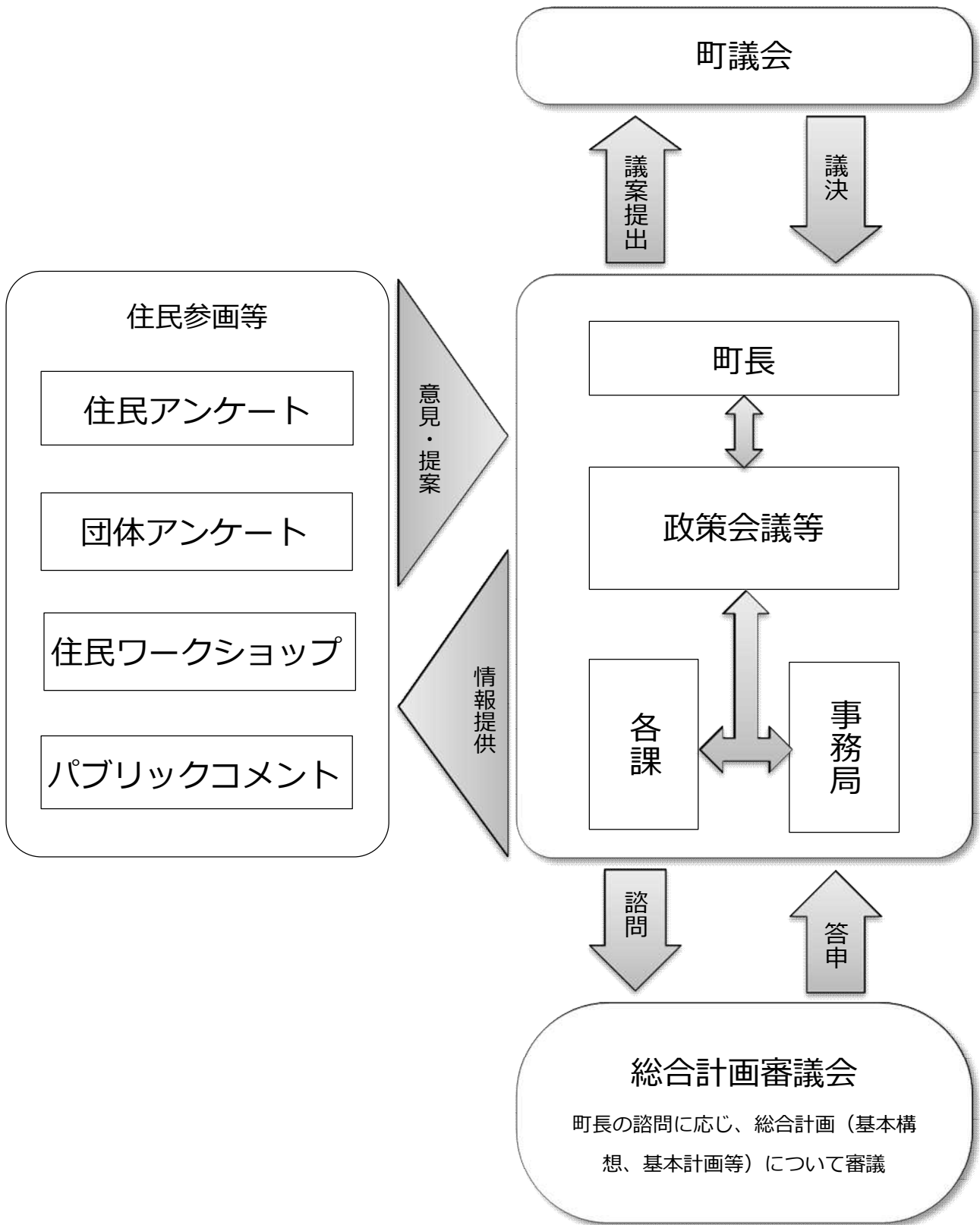
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年岬町条例第8号)の一部を次のように改正する。

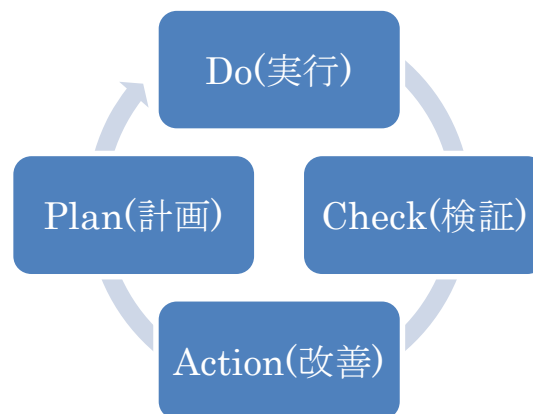
7 岬町総合計画等策定体制



8 計画の進行管理

効率的・効果的な行政運営と、住民への説明責任を果たすため、行政評価を通じて、計画の進捗管理を行い、適切なPDCAサイクルで施策を推進します。

- 評価結果を町の長期的な施策展開に役立てることができるよう、施策の成果を適切に評価できる指標を用いて評価を行います。
- 施策の目標を明確に示しながら評価を行います。
- 行政評価の結果を施策や事業の改善、予算に反映させます。
- 行政評価の結果公表にあたっては、住民に分かりやすい内容や様式を用い、住民がまちづくりに対して主体的に考える材料となるよう工夫します。



9 用語解説

用語	意味	ページ
IoT	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。	7
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術) の略。	9,12,45,77
アイデンティティ	自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。	44,73
アセットマネジメント	資産（アセット）を管理する手法のこと。道路管理においては、橋りょう、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う管理手法。	12
インバウンド	インバウンド(Inbound)とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド(Outbound)または海外旅行という。	6
インフラ	道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。	7,10,35,77
NPO法人	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。	71
LGBT	性的指向及び性自認に関する呼称。レズビアン (Lesbian : 女性の同性愛者)、ゲイ (Gay : 男性の同性愛者)、バイセクシャル (Bisexual : 両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender : 身体の性に違和感を持つ人) の英語の頭文字をとったもの。	11

温室効果ガス	大気を構成する気体の一種であって、地表からの赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称。代表的なものに二酸化炭素がある。	56
核家族	家族形態のひとつで、(1) 夫婦のみ、(2) 夫婦とその未婚の子ども、(3) 男親あるいは女親とその未婚の子どものいずれかからなる家族のこと。	6,42
学校安全ボランティア	子供が安心して暮らせるために考えられた様々な活動の中から、特に「他人から危害を受けないような対策」をボランティアとして行う活動。	44
学校運営協議会	地域に根差した教育活動を充実させるため、学校、保護者、地域住民が委員となって学校運営について協議を行う合議制の機関で、学校運営、学校支援、学校評価について協議を行う。小中学校ごとを基本に設置される。学校運営協議会制度を導入した学校を「コミュニティ・スクール」と言う。	45
学校協議会	大阪府立学校条例第 12 条により規定された、保護者等との連携協力、学校運営への参加の促進、保護者等の意向の反映のため、全府立学校に設置する、府教育委員会の附属機関。保護者、地域の住民その他の関係者、学識経験者から構成される。	45
葛城修験道	大阪と和歌山の府県境を東西に走る和泉山脈、大阪と奈良の府県境に南北にそびえる金剛山地一総延長 112km に及ぶこの峰々帯は「葛城」と呼ばれ、修験道の開祖であると言われている役行者(えんのぎょうじゃ)が最初に修行を積んだ。世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』の一部である奈良の大峰山は、役行者が「葛城修験」を開いた後に移った修行の地であるとされており、「葛城修験」は、この大峰山とともに、修験者たちにとって最も重要な行場であり、必ず修行しなければならない地であるとされてきた。	47
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手が不足している地域においては、「関係人口」として地域外の人材に地域づくりの担い手になることが期待されている。	12
感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し感染して増殖し発病する病気の総称。	5,6,10,37,38,58
危機管理マネジメント	万一の場合の危機的な状況に備えたり、危機が及んだりした際の人・物・金などに関する管理。	9
漁業センサス	我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5 年ごとに行う調査。	50
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。使途が特定されていない経常的な収入に対する経常的な支出（人件費、扶助費、公債費など）の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。また、公営企業法が適用される地方公営企業の場合は、経常収益を経常費用で除して算出するため、100%以上が健全であるとされる。	76
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。	8,9
権利擁護	自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情・不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。	41
交通結節	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続のこと。また、接続が行われる場所を、交通結節点といい、鉄道ではターミナル駅・乗換駅、バスではバスターミナル、道路交通ではインターチェンジ・ジャンクションなどをいう。	22
交流港	交通機能だけではなく、ものや情報が交流する複合的な機能を持つ港。	22,65
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流により町を訪れる人口。	12
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。	5,6,11,12,35,44,70,

		71
サイバー犯罪	コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪。わが国においてサイバー犯罪は、「コンピュータ、電磁的記録対象犯罪」、「ネットワーク利用犯罪」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反」の3つの類型に区別されている。	5,10
産業集積促進地域	大阪府が、大阪府内における産業集積を税制面から促進するため、土地や家屋（工場、研究所等）の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置（産業集積促進税制）を設けている地域。岬町では、多奈川臨海地区と多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン地区が指定されている。当該地域で企業立地する場合は、町の企業立地優遇制度とともに、大阪府の不動産取得税を軽減する特例措置を活用することができる。	51
持続可能な開発目標（SDGs）	「Sustainable Developmental Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。「普遍性（すべての国が行動）」、「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（すべてのステークホルダーが役割を）」、「統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）」、「透明性（定期的にフォローアップ）」の5つの特徴がある。	7,34
指定管理者制度	体育館や図書館など公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体が行う制度。	68
シビックプライド	「都市に対する住民の誇り」である。単なるまち自慢や郷土愛ではなく、「ここをよりよい場所にするために自分自身がかわっている」という、当事者意識に基づく自負心を意味している。	8
収益的収支比率	法適用企業における経常収支比率にほぼ準じた指標で、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表している。	66
循環型社会	製品等が廃棄物などとなることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、および循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	27,32,35,56
情報セキュリティ	個人や企業が持つ情報を、不当に取得・改変されることなく、正当な権利を持つ個人や組織が、情報や情報システムを意図通りに制御できるよう、人的・組織的・技術的な対策を講じること。	77
情報セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、社内規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載するのが一般的である。	77
森林環境譲与税	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税とともに創設された税制度。森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額千円が課税される。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与され、都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用する。	49,57
水源かん養	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節すること。	49
ストック	蓄積・在庫・資本といった意味をもつ言葉。都市のなかに形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。	12,64
生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく関与する慢性の病気の総称。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患などを指す。	37

生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層。	12
性的マイノリティ	LGBT などを含む、性的少数者。	74
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。	10,57
セクシャルハラスメント	性的いやがらせ。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動をいう。	74
Society5.0	情報社会（Society4.0）に続く新たな社会のこと。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望もてる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会。IoT やビッグデータを活用することによって、経済発展と社会的課題の解決を目指すことで、より質の高い生活を実現する社会。	34
多奈川地区多目的公園	関西国際空港二期事業の土砂採取・供給工事の跡地にある「公園・緑地ゾーン」「健康・交流ゾーン」「事業活動ゾーン」が一体となった多機能型の多目的公園。	20,22,23,51,64
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	6,11,32,35,75
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって職域・学校・地域・家庭その他のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。	74
地域就労支援事業	働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えている就職困難者に対し、雇用・就労支援を行う事業。	53
地域福祉	地域住民の暮らしの基盤である家庭とそれを取り巻く地域が、暮らしの中で生じるさまざまな生活課題（困りごとや悩みごと）を受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいける仕組み。	32,35,39
地域介護予防活動支援事業	「一般介護予防事業」の 1 つで、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的としており、介護保険法にて定められている事業。	39
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。厚生労働省が提唱し、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を目途に、全国の市町村で構築に取り組んでいる。	8
地球温暖化	産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。	10,56
地産地消	その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。	50
地産地消	地域で生産された農産物や水産物を地域で消費すること。	50
定住人口	その自治体に住んでいる人の数。	12
デジタル行政	デジタル技術の活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。	77
テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。自宅を就業場所とする在宅勤務や、施設に依存しないモバイルワーク、サテライトオフィス等を就業場所とする施設利用型などがある。	6
都市機能	居住、商業、工業、文化、教育、情報、レクリエーション、行政、交通といった都市におけるさまざまな活動に対して、さまざまなサービスを提供する役割。	11,23
都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地。	52
都市施設	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。	11,28
ドメスティック・バ	家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など近い関係にあるものへの暴力。身	74

イオレンス (DV)	体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。	
ニート	「Not in Employment, Education or Training」の頭文字をとった言葉で、就業・就学・職業訓練のいずれもしていない若年層のこと。	44,50,77
ハラスメント	広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。	72
バリアフリー	高齢者や障がい者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。	63
パンデミック	感染症の世界的大流行という意味。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことが懸念されている。	10
ビオトープ	生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。	23,57
BCP	災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する(Business Continuity Plan:BCP)。ここでいう計画とは、単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。マネジメントを強調する場合は、BCM (Business Continuity Management) とする場合もある。	10
5G	第5世代の無線通信規格。Gは「Generation (ジェネレーション) = 世代」の頭文字。高い周波数帯と低い周波数帯を組み合わせることで、現行の「4G」の数十倍から100倍に当たる毎秒10ギガビット以上の高速通信が可能となる。遅延が少なく、多数の端末に同時接続できることも特徴。高精細カメラの映像の送受信にも十分な速度を持つことから、警備や遠隔医療などでの活用が想定されている。自動運転車をはじめ、あらゆる機器がネットワークでつながる「モノのインターネット (IoT)」時代に欠かせない基盤技術とみられている。	7
プラットフォーム	サービスやシステム、ソフトウェアを提供・カスタマイズ・運営するために必要な「共通の土台(基盤)となる標準環境」。	39
ふれあい漁港施設	都市住民との交流等を促進する拠点を形成することを目的として整備された漁港施設。	20
ヘイトスピーチ	ヘイトスピーチ (hate speech) とは、人種や民族、宗教などを理由に差別意識や偏見を抱き、激しい言葉で憎しみを表現すること。「憎悪表現」と訳される。	72
ポケットパーク	ポケットほどの小さな公園の意味で、都市生活の中での潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。	67
マイクロツーリズム	自宅から1~2時間程度の場所を散策する近場の旅行のこと。	25
遊休農地	高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。	49
ユニバーサルデザイン	文化、言語並びに国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無や能力を問わずに利用することができる設計(デザイン)。	41
ライフステージ	人の一生を段階区分したもの。健康だからづか21(第2次)では、「妊産婦期」「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」の5段階に区分している。	27
リカレント教育	職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。	9
リノベーション	既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。	11

療育	障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。	41
6次産業化	農林漁業者（1次産業従事者）が原材料供給者としてだけでなく、「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギーなど）を有効に活用し、加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。	9
ワークショップ	色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、協同で学び合意形成をはかるための集まり。	11
ワークライフバランス	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。職場における育児休業、介護休業などの取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワークライフバランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるものである。	6,53

10 総合計画とSDGs

総合計画の基本計画とSDGsの17のゴールの関連は以下のとおりです。

◆SDGsの17のゴール◆

目標 (Goal)	自治体行政の果たしうる役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

目標 (Goal)	自治体行政の果たしうる役割
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>13. 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>14. 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>15. 陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>17. パートナースhipで、目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO などの多くの関係者を結びつけ、パートナースhipの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

◆施策とSDGsの17のゴール◆

施策	SDGsの17のゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち																	
1 健康づくりの推進と医療体制の充実			●														
2 地域福祉の推進			●								●						●
3 高齢者福祉の推進			●								●						●
4 障がい者（児）福祉の推進			●														●
5 子育て支援の推進	●	●	●	●	●						●					●	
あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち																	
1 学校教育の充実				●	●												
2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進			●	●												●	
3 歴史・文化の保存と活用				●							●						
新たな活力と魅力があふれるまち																	
1 農林業の振興								●							●		
2 漁業の振興								●					●				
3 商工業の振興								●	●								
4 観光振興とにぎわいづくりの推進								●									
5 雇用・労働環境の充実								●									
豊かな自然の中で安心して暮らせるまち																	
1 環境衛生と美化の推進												●					
2 循環型社会の構築							●					●	●				
3 自然環境の保全と生物の多様性												●	●	●	●		
4 消防・救急・危機管理体制の充実						●					●						
5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進											●					●	●
安全で快適な住み心地のいいまち																	
1 計画的な道路整備と維持管理												●					
2 交通環境づくりの推進												●					
3 公園の整備・維持管理												●					
4 河川・港湾の整備												●					
5 下水道整備の推進														●			
6 良質な住環境づくりの推進												●					
すべての人が輝くまちづくりを進めるまち																	
1 参画・協働のまちづくりの推進																	●
2 人権施策の推進				●	●					●							
3 男女共同参画の推進					●											●	
4 多文化共生と平和施策の推進										●						●	
5 健全な行財政運営																	●
6 情報化の推進																	●
7 人材育成と組織基盤の強化																	●

